

2011年度

アジア21世紀奨学財団

「ニッポンレンタカー地球環境奨学金」

募集・応募要項

財団法人 日本国際教育支援協会

財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という）では、アジア21世紀奨学財団のご支援により、「2011年度 ニッポンレンタカー地球環境奨学金」（以下「奨学金」という）の受給者を下記のとおり募集する。

記

1. 目的

この「ニッポンレンタカー地球環境奨学金」は、地球社会が抱える最大の課題のひとつである「地球環境問題」の解決を目指して研究をするアジア各国からの留学生に奨学支援を行うことをとおして、地球環境問題の克服と地球社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

2. 趣旨

この奨学金の提供者である財団法人アジア21世紀奨学財団はニッポンレンタカーグループ創立20周年事業の一環として平成元年に設立され、これまで20年間にわたり、アジア留学生への奨学支援事業及び国際交流事業を実施してきた。

2008年度から、新たに「ニッポンレンタカー地球環境奨学基金」を設け、地球環境問題を研究テーマとするアジア各国からの留学生に対する研究・奨学支援を、本協会を通じて行うこととなった。

3. 応募資格

応募することができるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 2011年4月現在、首都圏の大学の博士課程後期に在籍するアジアの各国・地域からの私費外国人留学生
- (2) 地球環境問題を研究課題とする者
〔研究分野〕
 - ① 「環境科学・技術」領域：環境科学を中心とする工学・農学・自然科学分野
 - ② 「公共政策・制度論」領域：国際関係学、法学、政治学、公共政策を中心とする社会科学分野
 - ③ 「経済・ビジネス」領域：経済学、財政学、経営学を中心とする社会科学分野
 - ④ 「自動車技術・交通政策」領域：自動車関連環境技術・交通環境政策分野
- (3) 目的が明確で、研究成果が期待できる者
- (4) 地球環境問題の克服に関する具体的な提言・主張を論ずる意欲があり、将来にわたって地球環境問題の研究に携わる「志」のある者
- (5) アジアにおける地球環境問題研究者グループのネットワーク構築に意欲を持つ者

(6) 他の機関、団体等から月額10万円以上の奨学金の支給を受けていない者

4. 採用人数

2011年度の採用人数は5名程度とする。

5. 奨学金額・支給等

奨学金は月額100,000円とする。

奨学金受給者には別に定めるところにより、研究補助金（海外での学会等への参加費補助）を年額200,000円を上限として支給する。

6. 支給期間

2011年4月より2012年3月までの1年間とする。

7. 応募方法

応募者は下記8. 応募書類に記載されている書類を在籍する大学をとおして、本協会理事長（以下「理事長」という）に提出するものとする。

8. 応募書類

(1) 願書（別紙様式1）

(2) 在籍証明書

(3) 成績証明書

(4) 研究計画書（A4版で書式自由・英文可）

研究計画書には、研究工程表（研究スケジュール表）を必ず添付してください。

(5) 研究実績を示す資料

① 研究発表論文一覧表（学会誌、紀要等への発表実績の一覧表）

② 発表論文（1篇）のコピー（学会への投稿論文など・英文可）

(6) 指導教官からの推薦書（別紙様式2）

(7) テーマ小論文 A4サイズ2～3枚程度（英文可）

〈テーマ〉地球環境問題解決への将来の展望

自国、アジア、地球の環境が今後どのように変化すると思うか。また、貧困削減や平和構築など他の地球規模の諸問題とどのように関連しているのか。

あなたの研究が地球環境の改善にどのように役立つのか、などについてのあなたの意見を自由にかつ簡潔に書くこと。

9. 応募締切期日

2011年6月3日（金）までに本協会必着とする。（書留の郵送に限る）

なお、締切期日を過ぎた場合、提出書類が不備な場合は受理しない。

また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考及び結果の通知

理事長は、応募者について、奨学金提供者（財団法人アジア21世紀奨学財団）による書類審査及び面接審査を行い、奨学金提供者が設置する選考委員会に諮り奨学金受給者を決定し、2011年6月

末を目途に大学を通じて通知する。

1.1. 奨学金の支給等

奨学金は別に定める方法により、在籍大学を通じて支給する。

1.2. 研究補助金の支給手続き

研究補助金は奨学金提供者（財団法人アジア21世紀奨学財団事務局）への直接申請とする。申請手続き等の詳細は、採用が決定した後、奨学金受給者に通知する。

1.3. その他の事項

- (1) 当奨学金の返済義務はない。
- (2) 奨学金受給者は、奨学金提供者（財団法人アジア21世紀奨学財団）が開催する交流会（年3～4回程度）、奨学金受給者間の自主的な研究会（随時）等に参加するものとする。
- (3) 奨学金受給者には研究状況報告書を、年度末に在籍大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (4) 奨学金受給者が、次のいずれかの一つに該当した場合には奨学金の支給を停止もしくは打ち切ることがある。
 - ① 応募書類の記載に虚偽が発見された場合
 - ② 奨学金受給期間中に、理由なく大学を長期欠席、休学または留年した場合
 - ③ 奨学金受給期間中に、大学において懲戒処分を受ける、あるいは成業の見込みがないと判断された場合
 - ④ その他、奨学金提供者（財団法人アジア21世紀奨学財団）の名誉を著しく傷つける等、不適格と判断される言動があった場合

1.4. 個人情報の取り扱いについて

奨学金の応募書類に記載された個人情報は、本制度の実施以外の目的には利用されない。（ただし、留学生の奨学金受給者の氏名・在籍は文部科学省及びJISSA－留学生奨学団体連絡協議会に提出することがある。）

1.5. 応募書類の提出先・問い合わせ先

財団法人日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課

〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29

Tel : 03-5454-5274 Fax : 03-5454-5232

e-mail : ix@jees.or.jp